

鳥取県広域住民避難計画の修正（案）補足

原子力安全対策課

1. 避難シナリオの見直し

避難シナリオについては、実動の避難訓練での検証が困難であるため、避難時間推計シミュレーション（以下、E TE。）により検討することとしている。

なお、実際の場面においてこの避難シナリオを適用するものではなく、避難は国の指示に基づき実施されるものである。

鳥取県広域住民避難計画（平成25年3月策定）においては、避難のシナリオについて、避難指示に基づき事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、4日間（D*+3日）で避難を完了すると規定している。（※全面緊急事態に発展した日を「D日」とする。）

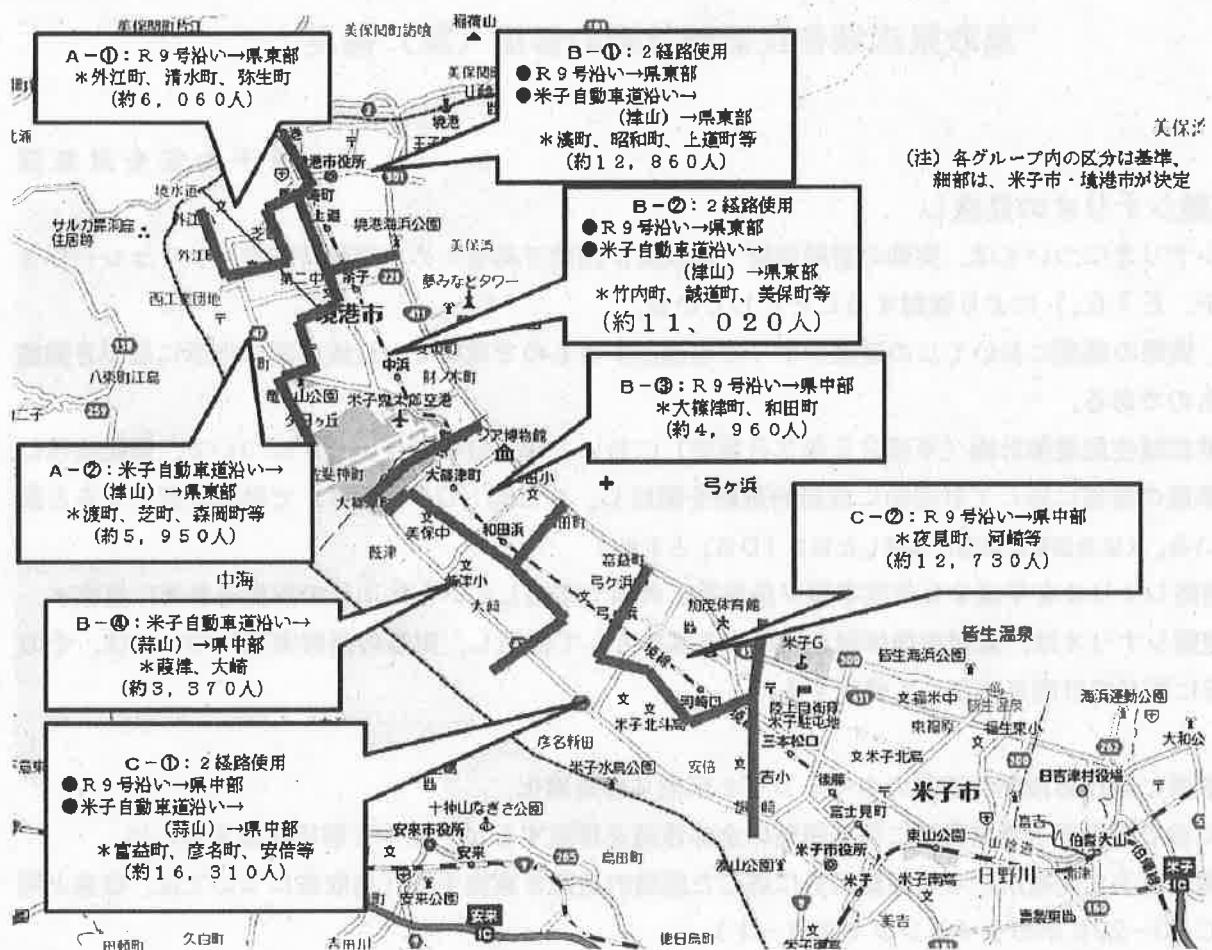
この避難シナリオを平成25年度事業で島根県と共同で実施しているE TEの解析を参考に見直す。

この避難シナリオは、避難実施体制を構築する基準として使用し、実際の避難実施については、その時の状況に応じて計画を修正して使用する。

①鳥取県における段階的避難のタイミングと区割りの最適化

あくまで島根原子力発電所に係る避難の全体最適を尊重するが、E TE解析状況をもとに、

- ・ 島根原子力発電所からの距離区分に応じた段階的避難を実施する（鳥取県については、従来と同じ10~20kmのタイミングでスタート）。
- ・ 8区分（区割りについては、避難指示と避難のコントロールができる地区単位とする。従来の区割りから変更しない。）を4区分に集約し、避難を実施する。
- ・ 各区分の避難間隔は、各区分の避難車両の重複による渋滞を回避するため5時間とする。
(4時間以下の設定では一部車両が重複し、走行時間が長期化するため5時間とした。走行時間が長期化することは、被ばくのリスクやガス欠のリスクにつながる。)



避難順序	避難区域	市	区域内町等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町
	A-②		渡町、芝町、西工業団地、中海干拓地、夕日ヶ丘(2)、森岡町
鳥取②	B-①		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	B-②		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒家町、小篠津町、財ノ木町、夕日ヶ丘(1)
	B-③		大篠津町、和田町
鳥取④	B-④	米子市	葭津、大崎
	C-①		富益町、彦名町、安倍、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部)
	C-②		夜見町、河崎、両三柳(一部)

避難準備について

鳥取県の避難については、全面緊急事態(EAL3)に至り、島根県のUPZ(5~10km)の避難が終了した後にUPZ(10~20km)の区域に該当する鳥取①から順に段階的避難を行うことになる。

それに先立つ段階において、屋内退避等指示された必要な防護措置を実施するとともに、その後の事象の進展に備え、避難が円滑に実施されるよう避難に必要な準備を行う。

②避難シナリオの見直し

今回の鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正において、原子力災害対策指針に定める、緊急事態区分(EAL・OIL)の規定が導入されることから、ETEの解析を参考に避難シナリオを見直す。

避難シナリオ

時間的推移(旧)	避難の状況(旧)	時間的推移(新)	避難等の状況(新)
		警戒事態 (EAL1)	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	屋内退避の準備	施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
D日※1 (全面緊急事態)	(原子力緊急事態の宣言。国の原子力災害対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 ※どのような段階避難の指示が出されるかは今後検討される。 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤の配付準備)の指示	全面緊急事態 (EAL3)	(原子力緊急事態の宣言。国の原子力災害対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示。 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤の配付準備)の指示
H時※2	UPZ(10~20km)の避難指示		
D+1日(24h)	鳥取県内UPZ(~20km)の避難開始 →D+36h避難完了	H時	鳥取①の避難開始 →H時+5h避難完了
D+36h	鳥取県内UPZ(20~25km)の避難開始 →D+48h避難完了	H時+5h	鳥取②の避難開始 →H時+10h避難完了
D+2日(48h)	鳥取県内UPZ(25~30km)の避難開始	H時+10h	鳥取③の避難開始 →H時+15h避難完了
		H時+15h	鳥取④の避難開始 →H時+20h避難完了
D+3日(72h)	鳥取県内UPZ避難完了	H時+20h	鳥取県内UPZ避難完了

```

graph TD
    A[H時] --> B[H時+5h]
    B --> C[H時+10h]
    C --> D[H時+15h]
    D --> E[H時+20h]
    style A fill:none,stroke:none
    style B fill:none,stroke:none
    style C fill:none,stroke:none
    style D fill:none,stroke:none
    style E fill:none,stroke:none
    style B fill:#e0e0ff,stroke:#000
    style C fill:#e0e0ff,stroke:#000
    style D fill:#e0e0ff,stroke:#000
    style E fill:#e0e0ff,stroke:#000
    
```

※1 全面緊急事態に発展した日を「D日」とする。

※2 UPZ(10~20km)=鳥取県①の避難指示を「H時」とする。

なお、避難時間推計シミュレーションの最終的な結果を精査し、避難シナリオに反映する。

2. 避難手段の複層化及び輸送手段の配分

平成25年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）において、多様な避難手段の検証を主要な訓練項目として実施した。

訓練実施により得られた、成果・課題等について、避難計画等に反映する。

①地域防災計画への反映

自家用車及びバス避難を基本として、その他の避難手段については、補完手段として位置づける。

平成26年3月修正予定の鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）において、「避難者の輸送にあたっては、自家用車、バスによる避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。県は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定する。」と規定する。

②広域避難計画への反映

主な修正点

- ・自家用車及びバス避難を基本手段として位置づけ。
- ・各避難手段について、訓練結果を踏まえ、特性・制約条件等を記載。
- ・JR避難
補完的手段として位置づけ。単線であるという特性を考慮する。
- ・船舶、航空機避難

「今後、海路及び空路についても、それぞれの特性を考慮し検討する」との記述を改め、具体化する。

①船舶

確保が可能な場合、自家用車が使えない境港市の住民避難の補完的手段として使用。

なお、漁船については乗員の安全に係る漁船法等の制約があるため、使用しない旨を明記。

②航空機・ヘリコプター

確保が可能な場合、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用。

・留意事項

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。

